

安城市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

安城市長 三星元人

安城市規則第51号

安城市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

安城市予防接種健康被害調査委員会規則（平成26年安城市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「又は」を「、又は」に改める。

第7条中「子育て健康部健康推進課」を「こども健康部健康推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。